

平成 30 年度愛媛県警察官（航空操縦士）採用試験案内

平成 30 年 7 月 30 日

愛媛県警察本部

松山市南堀端町 2 番地 2 〒790-8573

電話 (089) 934-0110 内線 2621・2623・2626・2627

愛媛県警察本部HP <https://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（航空操縦士）採用試験を次のとおり行います。

1 受付期間

平成 30 年 7 月 30 日（月）午前 8 時 30 分から 8 月 27 日（月）午後 5 時 15 分までの間に受け付けます。

2 採用予定人員

航空操縦士
1 人程度

3 職務の内容

愛媛県警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。また、愛媛県警察本部において、回転翼航空機（ヘリコプター）の運航、運用等に関する業務に従事します。

4 受験資格

次の全てに該当する者

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- (4) 次に掲げる資格及び証明をいずれも有する者
 - ア 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に定める事業用操縦士（回転翼航空機の陸上単発タービン機又は陸上多発タービン機）の資格
 - イ 航空法に定める第一種航空身体検査証明書又はこれと同等と認めるもの
 - ウ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に定める航空無線通信士又は航空特殊無線技士の資格

5 試験の方法

試験は次のとおり行い、各試験、検査種目のうち、一定の基準に満たない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

- (1) 教養試験
高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験（択一式 50 題）を行います。
- (2) 作文試験
識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。

- (3) 口述試験
人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
- (4) 適性検査
職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
- (5) 体力試験
警察官として職務遂行に必要な体力について、反復横とび、握力、上体起こし、腕立て伏せ、20mシャトルランの試験を実施します。
試験当日は、体力試験に適した服装及び運動靴（室内用）を準備してください。
- (6) 身体検査
警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。

身体検査項目	基準
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	職務遂行に支障がないこと。
聴力	完全であること。
その他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。

- (7) 身体精密検査
職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。

6 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、愛媛県警察本部のホームページ(<https://www.police.pref.ehime.jp/>)から「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
平成30年7月30日（月）午前8時30分から8月27日（月）午後5時15分まで
※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、8月17日（金）までに愛媛県警察本部警務課人事係へお問い合わせください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県警察本部警務課人事係へお問い合わせください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は除く。）受け付けます（**必ず電話で愛媛県警察本部警務課人事係へお問い合わせください。**）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する可能性があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。
なお、**使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。**

7 受験票の交付

- (1) 受験申込受付終了後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。8月28日（火）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県警察本部警務課人事係へお問い合わせください。

- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して試験受験の際に必ず持参してください。

8 必要書類の提出

平成30年8月28日（火）（必着）までに次の『資格を証明する4書類』の写しを郵送又は持参により愛媛県警察本部警務課人事係へ提出してください。期日までに提出がない場合は受験できません。

- 【提出書類】
- ・航空従事者技能証明書
 - ・無線従事者免許証
 - ・有効な第一種航空身体検査証明書又はこれと同等と認めるもの
 - ・航空経歴書

また、採用試験当日には、上記『資格を証明する4書類』の原本の提示を求めますので、忘れずに持参してください。

9 試験日、場所及び合格発表

試験日	試験・検査種目	場所	合格発表
平成30年8月29日 (水)	教養試験 作文試験 口述試験 適性検査	愛媛県警察本部 (松山市南堀端町2番地2)	合格した者に 通知します。
	身体検査 体力試験	愛媛県警察学校 (伊予郡松前町大字西古泉646番地)	

10 合格から採用まで

- (1) 試験合格者は、欠員の状況に応じて原則平成30年10月1日以降に採用されます。
- (2) 採用時の階級は、年齢、職務経験等に基づいて決定されます。
- (3) 採用者は、愛媛県警察官に任命されます。任命後は愛媛県警察学校に入校し、初任教養を受けた後、愛媛県警察本部生活安全地域課愛媛県警察航空隊に配置されます。
- (4) 『資格を証明する4書類』の原本により受験資格を満たしていることが確認できない場合は、採用されません。

11 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定に基づき決定されます。
なお、勤務経験等を有する場合は、一定の基準により額が加算されます。このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

12 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分まで）に愛媛県警察本部警務課へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開示場所
試験受験者	総合得点及び総合順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1月間	愛媛県警察本部警務課

13 問合せ先等

必要書類提出先 問合せ先	愛媛県警察本部警務課人事係 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線 2621・2623・2626・2627 フリーダイヤル 0120-204-724
-----------------	--